

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和8年5月1日認可した。

令和8年5月19日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）樋盥用水地区
観音寺市高室土地改良区	水利施設等保全高度化事業（かんがい排水事業）室本新田地区